

第16回議会改革検討会議要旨

平成29年5月22日(月)

午前10時 委員会室

(開議10:38)

1 あいさつ

委員長

2 議題

(1) 基本条例の見直し(案)について

【第5章】 議会と市長等執行機関の関係

第16条 議員と市長等執行機関の関係

全 般:現条文でよい。曖昧な表現をなくすべき。新城市議会としての到達点を明記すべき。

基本的にシンプルにすべき、先例集や会議規則を見直せばよいのでは。

第1号:「回数・時間などを制限しない」は現行行われている。改めて記載が必要か。

「善政競争」という用語の使い方に留意すべき。

第2号:「善政競争」は第1項本文中にあり、重ねて第2号に記載する必要はない。

第3号:必要なし。「答弁書の事前提出」は疑問。「答弁書の事前提出」を記載することで執行部との相互理解が深まる。「答弁書の事前提出」はお互いのヤラセにはならないか。

第4号:「執行機関との諮問機関、審議会等の委員に就任しないこと」は入れるなら入れてもよい。

第5号:「反問権」のほかに、「反論権」を認める検討は必要か。

第6号:第5号と重複する内容あり、整理すべき。議会の討論と表決の間に市長の発言を認めることによる議会審議への影響をどう考えるか。

第7号:「文書質問」には、緊急性の要件が必要ではないか。通年議会を採用した場合の文書質問のあり方をどう考えるか。「資料要求」と「文書質問」の関係性の整理が必要。

第17条 議会審議における論点の形成

全 般:継続事業について追加すべき。改善点、市民への効果など。この条文は新規の政策内容を明らかにして、議論を深めることが趣旨である。大きく変革、変更した事業にも活用できる。執行後の政策評価を議会が行うことを必要(第17条に入れるかどうかは別)。

第18条 議決事件の拡大

全 般:現条文でよい。

第2項:他の条例に規定していることを示しているのみ、不要。

(2) 会議日程の追加について

次回以降で日程を調整

(3) その他

① 会議要旨の確認 第14回、第15回の確認を今週中に報告

次回開催 5月29日(月)午前9時～

(閉会12:40)